

# 令和8年度国内教育旅行調査業務 公募型プロポーザル提案説明書

## 1 業務名

令和8年度国内教育旅行調査業務

## 2 業務の目的

教育旅行は、その多くが春・秋に実施され、札幌市の閑散期をはじめとする誘客の底上げに大きく寄与するほか、人数規模の大きな団体旅行であり早期に催行が決まることから市内受入施設の長期的な収入見込みを立てやすくし、経営の安定化に資する。さらに、若年層を札幌に誘客することで、今後のリピーター層の獲得にも繋がるという多大なメリットを有する。

一方で、教育旅行の誘致は、一般的な観光誘致と異なり、学習指導要領等への準拠や、価格、催行時期、日数の制約、地域特性の影響などを多く受ける特殊性がある。

については、教育旅行に関する体験プログラムの整備（当実行委員会では現在体験プログラムを提供中※であり、今後再整備を検討）、およびプロモーションを効果的に行うため、学校関係者、旅行会社、市内受入事業者への実態・ニーズ調査を実施するほか、教育旅行関係者を札幌に招請することで具体的な意見や改善提案を聴取する。

これらの多角的な調査結果を分析・考察することで、次年度以降の教育旅行誘致活動を一層強化するための方策を提言することを本業務の目的とする。具体的には、今後のプロモーションにおける重点ターゲットの明確化と、より効果的なプロモーション方法を提言するとともに、よりニーズを捉えた体験プログラム整備の方向性を示す提言を行うことを目的とする。

※体験プログラム：<https://sapporo-edutrip.jp/program/>

## 3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和9年3月19日（金）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は業務内容に応じ、委託者が定めるものとする。

## 4 予算規模

本業務の上限額は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 5 業務の内容

上記の目的を達成するため、以下に示す各種調査等を実施すること。なお、各業務に関する具体的な手法や時期、内容等については、委託者と協議するものとする。

### (1) 学校に対する調査

誘客対象となる学校における、教育旅行の動向やニーズ、訪問先等の教育旅行に係る意思決定に大きく影響を及ぼす要因等を把握することで、次年度以降のプロモーションにおける重点ターゲット（地域、高校/中学校、国公立/私立等）と有効なアプローチ方法、及び体験プログラム整備の方向性等を検討するために必要な情報を得るため、下記のような定量調査を実施する。

#### ア 対象地域

高校：首都圏、関西圏、中四国、及びその近隣エリアの高校

中学校：首都圏、関西圏、道東・道北の中学校

イ 調査対象

学校内で教育旅行の計画に携わっている者（管理職、学年主任、修学旅行検討委員会に所属の教員等）

ウ 調査時期

令和8年8月中旬～9月下旬

エ 調査方法

郵送やインターネットを利用したアンケート調査とし、回答者が回答しやすく、負担のないような形式をとること。

オ 収集回答数

高校、中学校で各400校以上の回答を収集すること。なお、回答の収集においては著しい偏りが無いよう、以下の目安をもとにバランスに配慮すること。

<高校の収集目安>

- ・地域別…首都圏：200校以上、関西圏：150校以上、中四国：50校以上
- ・国公立/私立別…私立：100校以上（残りは国公立校とする）

<中学校の収集目安>

- ・地域別…首都圏：200校以上、関西圏：150校以上、道東・道北：50校以上
- ・国公立/私立別…私立：40校以上（残りは国公立校とする）

カ 調査内容

調査項目の内容は、下記の要素等を含む20項目程度とし、受託者の方で項目案を作成すること。なお、回答形式については選択式・記述式を適宜用いてよいこととする。

- ・直近の教育旅行訪問先
- ・教育旅行の実施月
- ・訪問先決定のタイミング、訪問先変更・継続の周期
- ・教育旅行の費用とその内訳
- ・教育旅行で特に実施したいこと
- ・北海道で実施する教育旅行における、札幌での滞在中に特に実施したいこと
- ・教育旅行の訪問先変更についての検討状況
- ・教育旅行の訪問先を決定するにあたって、意思決定に大きく影響を及ぼす要因

(2) 旅行会社に対する調査

教育旅行に携わる旅行会社より、教育旅行市場全体の最新動向や今後の予測を把握するとともに、札幌への教育旅行誘致を強化するうえでの具体的なポイントや、学校ニーズを踏まえた体験プログラム整備に不可欠な視点、教育旅行の行先や行程決定のプロセスも踏まえたより効果的なプロモーション手法について明確化するため、下記のような定性調査を実施する。

ア 調査対象

全国規模で教育旅行に携わっている旅行会社における、全国の教育旅行事業を統括している部署を対象とする。

※調査対象とする法人、部署の選定については委託者と協議のうえ決定する。

イ 調査時期

令和8年7月中旬～8月中旬

ウ 調査方法

WEB 会議システム等を使用した面談形式。

エ ヒアリング数

5 法人以上

オ 調査内容

調査項目の内容は、下記の要素等を含む10～20項目程度とし、受託者の方で項目案を作成すること。

- ・ 直近の教育旅行訪問先、実施月、費用等の動向
- ・ 北海道、札幌での教育旅行において特にニーズのある点
- ・ 教育旅行市場全体において今後予想される、今後の動向予想について
- ・ 札幌への教育旅行誘致等を強化するにあたって、今後取り組むべき事項

(3) 札幌市内の教育旅行受入事業者に対する調査

札幌市内での施設運営や、札幌市を中心としたサービス提供を行っている、教育旅行の受入が可能と思慮される事業者等より、教育旅行受入における現況と今後の意向等を把握するため、下記のような定量、定性調査を実施する。

特に下記5 (3) ア(ア)～(イ)のような事業者からは、今後の体験プログラムの提供に対する各事業者の実現可能性と提供意欲を確認し、具体的な体験プログラム整備の方向性を示すために必要な情報を得ること。

また、下記5 (3) ア(ウ)～(オ)の事業者からは、事業者の受入キャパシティや受入意向、また学校・旅行会社のニーズとの間のギャップがあるかを確認し、今後の受入拡大に向けた課題の有無を確認すること。

ア 調査対象

札幌市内での施設運営や、札幌市を中心としたサービス提供を行っている、教育旅行の受入が可能と思慮される以下のような事業者。

- (ア) 観光施設や観光体験サービスの提供者
- (イ) 大学見学等の受入余地がある学術機関、工場見学・キャリア教育等の受入余地がある企業
- (ウ) 教育旅行の受入が可能と思慮される宿泊施設
- (エ) 教育旅行の昼・夕食会場となり得る飲食店
- (オ) バス事業者（札幌圏を中心に団体旅行の受入をしている事業者）

イ アンケート調査

(ア) 調査時期

令和8年7月中旬～8月下旬

(イ) 調査方法

上記5 (3) アのような事業者を広く対象とし、郵送やインターネットを利用したアンケート調査を実施する。調査においては、回答者が回答しやすく、負担の

ないような形式をとること。また回答形式については選択式・記述式を適宜用いてよいこととする。

なお、調査の実施にあたっては、教育旅行の受け入れに積極的な事業者のうち、同意が得られた事業者については、今後のプロモーション活動において、旅行会社や学校に紹介する可能性がある旨を事前に周知すること。

(ウ) 収集回答数

- ・ 5 (3) ア(ア) : 20 事業者以上
- ・ 5 (3) ア(イ) : 15 事業者以上
- ・ 5 (3) ア(ウ) : 15 事業者以上
- ・ 5 (3) ア(エ) : 15 事業者以上
- ・ 5 (3) ア(オ) : 15 事業者以上

(エ) 調査内容

調査項目の内容は、下記の要素等を含む 20 項目程度とし、受託者の方で項目案を作成すること。

- ・ 2025 年度における教育旅行の受入団体数・人数、その属性（高校/中学、道内/道外等）等
- ・ 今後の教育旅行受入に対する月ごとの意向水準
- ・ 受入可能な人数、提供可能なサービス概要等
- ・ 今後の体験プログラム等の提供、整備意向
- ・ 受入にあたって課題に感じていること

※上記 6 (3) アの(ア)(イ)が主対象

ウ ヒアリング調査

(ア) 調査時期

令和 8 年 9 月下旬～10 月下旬

(イ) 調査方法

5 (3) イのアンケート調査結果に基づき、より有用な情報が得られると見込まれる事業者に対して、電話等により定性的な情報収集を実施すること。

(ウ) 収集回答数

- ・ 5 (3) ア(ア)～(イ) : 合計で 10 事業者程度
- ・ 5 (3) ア(ウ)～(オ) : 合計で 5 事業者程度

(エ) 調査内容

調査項目の内容は、下記の項目等を含む 10 項目程度とし、6 (3) イのアンケート調査結果を踏まえて、受託者にて項目案を作成すること。

< 5 (3) ア(ア)～(イ)の事業者 >

特に体験プログラムの提供に前向きな事業者に対して、提供を検討しているプログラムの概要や実施時期等について確認すること。また、調査時点で体験プログラムの提供意向がないと回答した事業者のうち、今後提供者となる見込があると思慮されるものに対しては、プログラム提供の障壁となっている要因を確認すること。

< 5 (3) ア(ウ)～(オ)の事業者 >

教育旅行の受入が可能なキャパシティがありながら受入を希望しない事業者に対しては、受入を妨げている要因（障壁）を把握します。また、さらなる受け入れ拡大を希望する事業者に対しては、今後の受け入れ拡大希望時期や具体的な受け入れ条件など、学校や旅行会社とのマッチングをより円滑に進めるにあたり有用な情報を確認すること。

(4) 学校関係者・旅行会社等の招請を踏まえて実施する意見収集

学校関係者、及び旅行会社等を招請し、札幌での教育旅行の行程や体験プログラム等を実際に体験してもらうことで、アンケート形式では得られない実体験に基づいた具体的な意見（良かった点や改善点等）を聴取する。この意見収集を通じて、学校側が求める教育目標や実施条件、また旅行会社が札幌を目的地として選定し、あるいは観光施設や体験プログラムを行程に組み込む際の条件に合致しているかを確認し、より選ばれやすくなるための改善点を明らかにする。なお、招請者の募集や、招請行程の立案、招請の手配、意見収集等については、受託者にて実施する。

ア 招請対象

(ア) 招請対象エリア

首都圏、関西圏、中四国、及びその近隣エリア

(イ) 招請対象者

- ・ 上記対象エリア内の中学・高校関係者  
※中四国エリアについては高校関係者のみとする
- ・ 旅行会社において全国の教育旅行を統括する担当者や、営業現場で教育旅行の営業等に携わる者

※上記以外に教育旅行に精通する日本修学旅行協会や全国修学旅行研究協会の関係者を一部含むことも可とする。

※招請者の選定にあたっては、その属性（地域、業界（学校関係者・旅行会社など）、所属団体）に著しい偏りが無いよう、バランスに配慮すること。

イ 招請時期

- ・ 夏季招請：令和8年8月下旬～9月中旬に1回実施
- ・ 冬季招請：令和8年12月下旬～令和9年1月上旬に1回実施

ウ 日数

2泊3日以上

エ 招請者数

夏季・冬季の招請それぞれで10名以上（2回の招請合計で20名以上）を招請すること。

オ 招請行程内容

札幌市内での教育旅行において魅力的な観光施設や体験プログラム等を組み込んだものとする。夏の招請行程は、既存の体験プログラム等をベースに組成し、学校・旅行会社のニーズの方向性等を把握する。冬の招請行程は、本業務での調査結果を踏まえ、行程内容にアレンジを加えて組成する。

## カ 意見聴取

各施設・プログラム等を体験した招請者から、札幌での教育旅行全般や、体験した施設・プログラム等についての具体的な意見（良かった点や、改善点等）を聴取すること。なお、意見の聴取にあたっては、学校関係者グループと、旅行会社関係者グループを分けた意見交換会を招請行程内で企画、運営すること。

## キ その他

・招請に係る費用（出発地からの交通費等を含むすべて）は、本業務の予算内でまかなうこと。

・道内到着後の行程については、受託者が同行（アテンド）し、施設やプログラムの体験の際には、内容や背景などの詳細な解説を行うことで、招請者がより深い体験を得られるようサポートすること。

・招請者の利便性を考慮し、適切な交通手段を選定のうえ、行程を計画すること。

## (5) 分析・提言

(1)～(4)の調査結果及び統計情報・各種調査レポート等をもとに、学校・旅行会社・市内受入事業者におけるニーズを踏まえた新たな事業機会の余地といった多角的な観点から分析・考察を行い、以下3点について提言すること。

①今後のプロモーションにおける重点ターゲット

②効果的なプロモーション方法

③次年度以降の教育旅行誘致強化に繋がる体験プログラム整備の方向性

## (6) 報告

業務終了時に、(1)～(5)までの実施概要、調査結果、検討結果をまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。報告書の作成にあたっては、事前に委託者と協議を行う。報告書については、画像や図表、数値データを用いてできる限り分かりやすいものとし、電子データでも提出すること。

なお、令和8年9月上～中旬頃に、調査(2)・(3)の取りまとめ結果及び、(4)の夏季招請内容を踏まえた傾向分析を行い、中間報告を実施すること。

<業務終了時に提出するもの>

① 業務完了届

② 報告書

③ 参考資料 一式

④ 上記②・③の電子データ

・成果報告書 PDF形式及びPPTX形式

・調査結果の詳細データ Excel形式又はWord形式（表、グラフ、図等）

※定量調査の結果については、今後の施策検討等に使えるよう、加工しやすい表形式で提出すること。

・参考資料 PDF形式、Microsoft Word形式、Excel形式のいずれか

※ヒアリングに使用した学校・事業者等のリストを、連絡先情報等も含めて提出すること。

## 6 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

### (1) 実施方針

札幌における教育旅行の誘致、滞在日数、消費額の拡大につなげていくために、有効であると考えられる体験プログラム整備の方向性と、プロモーション戦略（ターゲット、手法等）に関する仮説とその根拠を示し、これに基づく本事業における基本的な考え方や5（1）～（4）の調査の位置づけを示すこと。

### (2) 学校に対する調査

調査の具体的な実施方法、時期、対象数（高校・中学校の別、国公立・私立の別、地域別の内訳）、調査内容等を明記すること。

### (3) 旅行会社に対する調査

調査対象として想定する旅行会社の名称、会社概要、選定根拠と、ヒアリングの具体的な実施方法、時期、調査内容等を明記すること。

### (4) 札幌市内の教育旅行受入事業者に対する調査

調査の具体的な実施方法、時期、対象数（業種別の内訳）、対象の選定基準、調査内容等を明記すること。なお、調査内容については、宿泊事業者、飲食事業者、バス事業者、観光コンテンツ・体験プログラム関連事業者など、調査対象事業者の大まかな区分に分けて、対象に沿ったものとする。

### (5) 学校関係者・旅行会社の招請を踏まえて実施する意見収集

教育旅行の行程やプログラム等に関して、学校関係者や旅行会社等を招き、具体的な意見や改善点をヒアリングすること。

#### ア. 招請対象者

5（4）エに記載の招請者数を達成するため、招請案内を行う対象団体数（学校・旅行会社等の属性別、地域別の内訳）とその選定理由について明記すること。

#### イ. 招請時期・行程

招請時期を明記し、札幌市内の観光施設や体験プログラムを組み込んだ、夏季・冬季それぞれの具体的な招請行程案を示すこと。観光施設・体験プログラムを選定する際の要件として、学校や旅行会社のニーズを確認するため、幅広いジャンルのものを組み込むとともに、現在教育旅行にあまり活用されていないことも、今後のポテンシャルが見込まれるものも適宜組み込むこと。また、各施設やプログラムなどの選定理由を明記すること。

#### ウ. 意見聴取

招請での経験を踏まえ、被招請者より今後の札幌市における教育旅行のプロモーションの改善や、体験プログラムの整備に資する意見を聴取すること。

### (6) 分析・提言

調査結果の集計や分析を通じ、次年度以降の教育旅行誘致強化につながる提言を導き出すための分析の視点を明確に記載すること。また、その提言に盛り込むべき具体的な内容のイメージ（例：プロモーション戦略、誘致ターゲット、プロモーション手法、体験プログラム整備の方向性など）を示すこと。

### (7) 実施体制及び実施スケジュール

ア. 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並

びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ. 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ. 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(8) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 7 参加資格要件

参加者は単独事業者のみとし、複数の事業者による共同での参加を認めない。参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 8～10 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (6) 審査基準日の直前 1 年間において、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前 2 期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発

	行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

- ア. 公募開始 令和8年5月14日(木)
- イ. 参加申込書及び  
競争入札参加認定通知書の提出期限 令和8年5月29日(金)12時00分必着
- ウ. 企画提案書の提出期限 令和8年6月5日(金)12時00分必着
- エ. 選定委員会(ヒアリング) 令和8年6月19日(金)【予定】
- オ. 提案事業者への選定結果の通知 令和8年6月22日(月)以降
- カ. 契約締結 令和8年6月下旬

### (2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、担当へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)又は持参により提出すること。

- ア. 参加申込書(様式1) 1部
- イ. 競争入札参加資格認定通知書 1部  
(上記7(5)を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式)
- ウ. 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)
  - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
  - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- エ. 上記イのPDFデータ(CD又はDVD) 1部

### (3) 留意事項

- ア. 提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ. 提出書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ. 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- エ. 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ. 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
- カ. 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- キ. 当法人が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- ク. やむを得ない事情により対面での出席が困難な場合は、事前に当法人の承認を得たうえで、一部出席者に限りリモートでの参加を認める。なお、その場合においても、提案内容の説明責任は提案者が負うものとする。

### (4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信すること。

- ア. 質問受付期限  
令和8年5月22日(金)12時00分まで

イ. 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、内容を当法人ホームページで公表する。

ウ. 送付先電子メールアドレス

[dmo1@sta.or.jp](mailto:dmo1@sta.or.jp)

※メールのタイトルは「(団体名)【令和8年度国内教育旅行調査業務】質問書」とする。

## 9 契約候補者の選定方法

札幌市国内観光プロモーション企画競争実施委員会（以下、「選定委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の的確性 (6 (1) 関係)	実施方針の策定に係る分析は適切であり、設定した仮説は教育旅行誘致に向けて有用なものであるか。	20
学校調査 (6 (2) 関係)	調査の実施方法、対象数・内訳、内容は、次年度の重点ターゲット、有効なアプローチ、体験プログラム整備の方向性検討に有効な情報が期待できるものであるか。	10
旅行会社調査 (6 (3) 関係)	調査対象の選定根拠と、調査方法・内容は、誘致強化のポイント、効果的なプロモーション手法、体験プログラム整備の検討に有効な情報が期待できるものであるか。	10
市内事業者調査 (6 (4) 関係)	調査方法・調査内容等は、市内各種事業者に合致し、教育旅行に係る現況と今後の取組意向、特に受入意向やキャパシティ、体験プログラム提供意欲等の把握に有効な情報の取得が期待できるか。	10
招請調査 (6 (5) 関係)	招請対象者の選定基準と募集体制は、バランスがとれ実現可能性が高く、実体験に基づいた具体的な意見の収集が見込まれるか。また、招請行程案は、今後のプロモーションやコンテンツ整備に向けた有効な意見が聴取が期待できるものであるか。	20
分析・提言の妥当性 (6 (6) 関係)	提言を導き出すための分析の視点とアプローチが明確に示されているか。また、提言に盛り込むべき具体的な内容のイメージは、次年度以降の教育旅行誘致強化に繋がる妥当なものであるか。	20
体制・計画の適否 (6 (7) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (6 (8) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

### (3) 選定委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア. 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ. ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

### (4) その他

ア. 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ. 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ. 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ. 選定委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 10 契約

契約候補者との契約は業務委託契約とする。また、原則として再委託を禁止し、委託者が事前に承諾した場合に限り、例外的に再委託できるものとする。詳細は契約書において規定する。本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選定委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で選定委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。

(2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

## 13 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）

く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

#### 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

#### 15 企画提案の著作権等に関する事項

##### (1) 企画提案の著作権

- ア. 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ. 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ. 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ. 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

##### (2) 成果物の著作権

- ア. 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ. 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ. 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ. 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### 16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

#### 17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 一般社団法人札幌観光協会 観光地経営推進部 マーケティング G  
西岡（にしおか）、袴田（はかまだ）  
住 所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター7F  
電 話 011-211-3341  
F A X 011-231-1970  
メール dmo1@sta.or.jp